

## 区政への主な意見と回答 令和4年2月分

2月にみなさまから寄せられた区政へのご意見・ご要望は43件でした。

そのうち、主なものを掲載します。

内容から個人が特定されるようなものは除いてあります。

※区からの回答は当時のものであるため、現在とは異なる場合があります。

お問い合わせ 区政相談課 電話 03-3312-2111 (代表)

### 1 新型コロナウイルス感染症発生時の初動ガイドラインについて

令和4年2月1日受付

Q 先日、子どもが保育園にて濃厚接触者に特定されました。保育園は、区の方針でクラスを公表してはいけないと言われている、とのことでした。これは事実でしょうか。

陽性者が発生したクラスを保育園に関わらず、小学校、中学校においても公表していただきたくお願いします。

公表しないのは個人情報保護の観点からと聞きましたが、クラスの公表は、個人情報には当らず、法にも抵触しないのではないのでしょうか。

個人の不利益というならば、同クラスの感染が判明した時点で家庭内保育に切り替えることで、子どもの感染を防止できたはずの保護者の「公表しなかったことによる不利益」はどのようなのでしょうか。「クラスの公表」をしないことが、沢山の人の感染対策の機会を奪い、逆に感染が広がっていくと考えられます。

A 保育園においては、園児、施設の職員に感染が判明した場合、施設から在園の保護者の方あてに通知していますが、氏名、年齢、性別、クラス名等のほか、複数の情報によって個人が特定される情報を含めて公表していません。

インフルエンザなどの感染症とは違い、新型コロナウイルス感染症は現在も国の指定感染症である状況下において、感染者を差別や偏見などから守るためには、感染者の特定に繋がる情報の公開については慎重に取り扱う必要があります。現時点においてクラス名等を公表することは、その日に休んでいた園児や職員の特定に繋がること懸念されることから、難しいと考えています。ただし、施設内で陽性者が確認されたことによりお子様が濃厚接触者に特定された方については、個別にお知らせをしています。

なお、今後の対応については、国や東京都等の情報を収集しながら判断していきます。対応を変更する場合は、保護者の皆さまにお知らせをします。

学校においては、「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を定め、

児童生徒及び教職員の感染が判明した場合は、全保護者へ「すぐメール」等で、感染者が発生したこと、教育活動の変更の有無、感染防止対策の徹底、感染者に対する偏見や差別の防止について通知をしています。

クラスの公表については、感染者が発生したクラスの保護者には伝えていますが、全保護者への公表は、感染者の特定や誹謗中傷につながる場合があるため公表していません。

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が不明で誰もが感染する可能性があるため、クラスの公表をせずとも、全保護者にすぐメールを発信することで、感染防止対策の意識の啓発に努めています。

今後も、子どもたちの健康・安全・安心、そして学びの保障を第一に考え、対応していきます。

担当 保育課／学務課

## 2 杉並区にスケートパークを作ろう 令和4年2月2日受付

Q 杉並区にスケートパークを作ってほしいです。オリンピックで多くのメダルを取ったスケートボードは、スポーツの素晴らしさを日本中に伝えることができました。スケートボードは、子どもから大人まで楽しめるスポーツです。オリンピックに出場した多くの選手は、身近にスケートボードができる場所があって、幼少期から始めることができたようです。

このようなスケートボードですが、杉並区にはスケートパークがありません。そこで、和田堀公園、善福寺川緑地、済美山運動場などにスケートパークを作ってほしいです。

スケートボードをすることは禁止されているにも関わらず夜間や公園の周りの道路で滑っている人がいます。しかし、彼らは公共の施設があればそこで滑ります。公共の施設がないからスケートボード禁止の張り紙がある中、人の邪魔にならないような場所で滑っているのです。

ぜひ、今後の施設づくりにスケートパークを検討に入れてください。

A 区は、区民のニーズを踏まえて、各種スポーツに対応した施設整備及び運営を図っています。そうした中で、東京2020オリンピック競技大会での日本人選手の活躍により、スケートボード競技の認知度が高まっていることは認識しています。

和田堀公園等は、いずれも東京都の公園であることから、直ちに東京都に伝達したところ、「現時点では和田堀公園等へスケートパークを設置する予定はないが、今後、東京都全域の各都立公園内での設置の可能性等を検討していく予定である」とのことでした。

区においても、東京都と同様に、現在、スケートパークの設置計画は無いため、要望については、今後のスポーツ施策に関する参考意見として受け止めさせていただきます。

### 3 防災情報に余計なものを出さないでください 令和4年2月7日受付

Q Yahooの防災速報に、犯罪や事故に関する注意、声かけや不審者の発生情報など杉並区からの防災速報にそぐわない情報が流れてきます。また、新型コロナの情報も防災情報に流すべきではないと思います。

このような情報提供が続くと防災情報を着信拒否したり、見なくなったりすると考えますが、色々な情報を流すのが区の役割とお考えですか。

A 区では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を区民の皆さまに広く周知するため、ヤフー株式会社と協議の上、「Yahoo!防災速報」を通して発信しています。一方、ご指摘のとおり、多くの情報を無分別に発信することが、登録をやめてしまうことにつながるよう、留意しているところです。今後も引き続き、情報の発信内容や回数等について十分注意を払いながら運用していきます。

なお、「Yahoo!防災速報」から発信する「防犯情報」は、各都道府県の警察本部が発信していますが、プッシュ通知する情報については、数種類に分けられ、選択が可能ですので、アプリ上での設定もご検討いただければ幸いです。

担当 広報課

### 4 高円寺駅周辺の鳩のフンについて 令和4年2月8日受付

Q 最近、高円寺駅周辺で鳩が増えたように感じます。それに伴い鳩のフンが街なかに散見されるようになりました。特に高円寺駅周辺や高南通り沿いの街灯や街路樹の下などがひどいです。衛生的にも景観的にも悪いので清掃をお願いします。

また、鳩が増え過ぎているようであれば、保護または駆除もお願いできないでしょうか。

A 鳩のフンについては、これまでも駅前広場等において職員が、餌やり禁止のお願いや注意喚起の看板を設置するなどの対応を行っています。

また、街中で見かける鳩（ドバト）に関しては、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により保護されているため、駆除のために殺傷することや捕獲することは禁止されています。

高南通りの街路灯や街路樹の下などフンによる汚れがひどい場所については、適宜清掃を行っています。

担当 杉並土木事務所

## 5 学童クラブ入会審査について 令和4年2月9日受付

Q 5歳の子どもの保護者です。コロナ禍以降、夫婦で在宅勤務が完全定着している家庭がとても多く見受けられます。在宅勤務を制度化して引き続き在宅勤務の選択ができる会社も増えています。そこで、早急に学童クラブ利用の条件を見直すべきではないでしょうか。

区では、学童クラブの利用対象について「保護者が就労、病気などにより昼間『留守』になる家庭のお子さん」と表記されているものの、実際の基準指数においては、就労が「自宅内」も「自宅外」も同等の点数として評価されており、矛盾を感じます。

今年度、保育園から登園自粛ご協力のお願いが届いた翌日から登園を控えることのできる家庭が幼児クラス20人のうち10人もいました。

在宅勤務をしながら子の世話をするのは大変ですが、小学校就学後は身の回りの世話等はほとんど自立します。未就学児ならともかく、学童クラブに関しては、夫婦どちらかが「在宅」しているならば、利用条件の基準指数を下げるべきです。在宅勤務の制度すら存在せず、夫婦で必ず外勤し、家を「不在（留守）」にしなくては生活が立ち行かない家庭もあります。そういった家庭が優先的に学童を利用できるよう配慮すべきだと思います。

A 学童クラブの入会審査に当たっては、令和2年度までは、保護者の就労場所が自宅外か自宅内かにより審査基準の指数が異なっていました。この際の「自宅内就労」は、主に内職や自宅自営の方を想定したものでした。自宅自営等の方は、雇用されている外勤の方よりは、仕事の調整等をご自身で行い易いという考えのもとでの指数の差でした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の出現、その後の拡大が続き、国が積極的にリモートワークを推進するようになったことから、従来の外勤の方々も、自宅内で業務を行う状況が増加しています。これには、重要な会議や取扱いに慎重を期する業務も含まれ、お子様のことを気にしながらできる内容ではないというご意見を多くいただきました。

このような社会状況に対応するため、令和3年度からは、就労場所が自宅内外を問わず、保護者の状況が「就労」であれば同指数として審査することにしました。

一方で、小学生の自立度や、外勤の方と在宅勤務の方との児童保護の必要性の差を考慮すべきというご意見もいただいています。

区では、社会状況の変化にあわせ、学童クラブの入会審査内容は随時見直しを行ってい

ますので、令和5年度以降の入会審査内容を検討するにあたり、参考にさせていただきたいと思います。

担当 児童青少年課

## 6 荻窪南第二自転車駐車場の運営について 令和4年2月9日受付

Q 荻窪税務署下の駐輪場をいつも利用しています。ここには「自転車から降りてください。危険です。」という表示があるにもかかわらず、乗車したまま場内を走行する人が後を絶ちません。管理人の皆さんも見ても見ぬふりです。

「急いでいるから」はルール無視の理由になりません。定期的に区の職員を立たせるなどしてルールを遵守させてください。

特に朝は自転車が恐ろしくて利用できず、大変困っています。

A 自転車駐車場内では、安全・安心してご利用いただくため、場内走行を禁止しています。各施設では、注意喚起ポスターの掲示とともに、管理人による場内走行禁止の声掛けも行っていますが、一部の利用者においてルールが守られていない状況が見受けられます。ご意見のありましたルールの徹底については、全ての区立自転車駐車場に今一度、周知徹底するよう指導していきます。

担当 土木管理課

## 7 中、高校生の居場所について 令和4年2月14日受付

Q 学校の授業で自分が住む自治体について調べています。未就学児や小学生が、学校以外で過ごす場所として公園や児童館が整備されていますが、中・高校生が放課後や休日に健全に過ごす場所が少ないと感じています。杉並区には、中・高校生を対象とした児童館が1カ所あることをホームページで見ました。学習やスポーツなどに有効的に活用できる素晴らしい施設だと思います。しかし、区内に1カ所だけでは、立地的な面から利用が難しい人も多いと思います。

今後、このような施設を増やしていくことは可能でしょうか。既存のお年寄り向けの施設や幼児向けの施設の利用時間帯を区切るなどすることで、中・高校生が過ごせる施設としての活用が可能ではないかと思います。

A これまで区では、中・高校生の皆さまには「児童青少年センター（ゆう杉並）」及び区内の児童館を利用していただくことで、その自主活動等を応援してきました。しかし、0～18歳が利用できる児童館は、近年、小学生や乳幼児親子のニーズが大きく変化・増大し、児童館という限られたスペースでは対応に限界が生じてきました。

そこで、区では小学生の居場所機能を基本的に小学校内に継承し、放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備を進めるとともに、子育て支援に係るサービスを総合的に行う「子ども・子育てプラザ」を整備するために児童館再編に取り組んでいます。

中・高校生の居場所としては、「児童青少年センター（ゆう杉並）」の運営の充実を図るとともに、新たな居場所づくりに取り組んでいくこととしています。

令和3年度には、永福図書館とコミュニティふらっと永福（注）との複合施設を活用し、ラウンジや多目的室に中・高校生が優先利用できる時間帯を設け、気軽に集い、交流することができる居場所を提供する取り組みを開始しました。また、令和6年度には、旧杉並第八小学校跡地に整備される予定の高円寺図書館と（仮称）コミュニティふらっと高円寺南との複合施設において、2カ所目となる居場所づくりを進めていきます。

区としても、こうした幅広い世代が利用できる施設において、中・高校生を対象とした一定の優先枠を設けるなどにより、地域の方々とともに活動を応援していくことができると考えています。

今後、「児童青少年センター（ゆう杉並）」と同様の施設を整備する計画はありませんが、これからも多くのご意見を伺いながら、中・高校生の皆さんにとって利用しやすい居場所づくりに努めていきます。

（注）「コミュニティふらっと」は、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設です。

担当 児童青少年課

## 8 早生まれ医療保険の無償化不平等について 令和4年2月17日受付

Q 一つ疑問に思っていることがあります。私は3月生まれです。早生まれのため、医療保険の無償化期間が4月生まれの人と1年近くの差があるということです。

医療保険の無償化は15歳になる年度の3月31日までとなっています。なぜ、受けられる期間を満15歳までということにせず、15歳になる年度の3月31日までとしているのでしょうか。このような日付にすることによってどのような意味があるのかを知りたいです。

A 乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成は、東京都の実施要綱に基づいて、区の条例・規則を定めており、助成対象者については、「15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」としています。

医療費助成の制度は、平成6年1月に3歳未満を対象として創設して以来、数度の対象年齢等の見直しや国の医療制度改革など、折々の議論を経て、義務教育就学期は人間形成の核となる重要な時期で子育て支援策の充実が強く求められていることなどから、助成対象を「義務教育就学児」までとする現在の制度となりました。日本の義務教育では、4月から翌年3月までが1学年と定められているため、医療費助成制度においても、誕生月に関わらず、あくまでも就学年齢（学年）で対象児童の範囲が定められています。

誕生月により助成を受けられる期間に違いが生じてしまいますが、このような経緯で創設された制度であるということをご理解いただければと思います。

担当 子ども家庭部管理課

## 9 バasketボールコートとスケートボード施設について 令和4年2月17日受付

Q 昨年オリンピックで注目を浴びたこともあり、Basketボールやスケートボードをする人口が増えたと思います。しかし、どれだけ人気が出て場所が無ければ、思いっきり競技を楽しんだり練習したりすることは不可能です。Basketやスケートボードは、野球やサッカーなどとは違い、Basketゴールやスケートボード施設が無ければ練習ができません。

蚕糸の森公園など素晴らしい公園は沢山あるのですが、Basketやスケートボードを思いっきりできるような公園は少ないと思います。

また、最近ではスケートボード人口が増えたこともあり、夜中に騒音が響いて聴こえることがよくあります。どうか、杉並区の公園にBasketボール、スケートボードを思いっきりできる環境をつくってください。

A 公園は、小さいお子さんからご高齢の方まで、幅広い年齢層の方々に遊びや憩いなど様々な目的でご利用いただいておりますが、杉並区では、皆が安全に公園を利用できるように、ボールを使った遊びや運動は公園内の球戯場で行うというルールにしています。

蚕糸の森公園には球戯場がありませんので、現状ではBasketゴールを作ることは難しいと言わざるを得ませんが、新たな球戯場の整備も含め、既に球戯場のある公園へのBasketゴール設置などの改修に関しても、騒音等の対策も考慮し、色々な方からご意見を聞く必要がありますので、将来、公園を新設・改修する際の参考にさせていただきたいと思っております。

また、公園でのスケートボードの利用については、これまでも賛否様々なご意見が寄せられているところです。杉並区の公園は基本的に住宅地の中にあるため、近隣への騒音に対して十分に配慮しなければならず、現在はスケートボードの利用を禁止しています。

他の公園利用者がある中でスケートボードを安全に使用するためには、スケートボード専用のスペースが必要であると考えていますが、現在の区立公園の規模では、そのスペースの確保が困難な状況です。

担当 みどり公園課

#### 10 杉並区の育児支援全般について 令和4年2月18日受付

Q 昨年11月末まで杉並区に住んでおり、出産、育児期間を杉並区で過ごし、練馬区に転出しました。両区で過ごした経験から、杉並区は子育てに関する支援内容や利用できる施設の多さ、職員の皆様の対応や熱意がとてもよく、杉並区からの転出を少し後悔するほどです。

また、私が高齢出産のため、お産が大変で入退院を繰り返し、子育てが困難でしたが、保健センターの保健師さんが、きめ細かくとても親切に相談にのってくださり大変感謝しています。保健師さんは、助産師さんと連携し、私に負担がないような策を考え、定期的な連絡で心身のケアにも注意してくださいました。

保健師さんに感謝している意見もお伝えできればと思います。

A 杉並区の育児支援策や保健センターの保健師の対応につきまして感謝のお言葉をいただき、ありがとうございます。心温まるご意見は、担当保健師に伝えました。

担当保健師は大変恐縮しつつも、このような激励の言葉を糧に、さらに区民の皆様のお気持ちに寄り添った活動を心掛けていく決意を言っていました。

今後とも、区民の皆様のご意見等を参考にしつつ、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図るとともに、皆様から信頼される保健師の育成に一層、取り組んでいきたいと思っております。

担当 杉並保健所

#### 11 特別区民税・都民税申告書のネット入力について 令和4年2月21日受付

Q 税務署の確定申告は、数年前からインターネット入力・自動計算ですが、特別区民税・都民税申告書は、未だに手書き入力・手計算です。

地方公共団体情報システム機構の支援や民間委託により、ネット入力への変更を要望し



ます。申告者側の手間の削減のみならず、区職員の業務の効率化にもなります。

A 個人住民税の電子申告については、地方団体が共同して運営する地方税共同機構で令和7年を導入目標とした検討が令和4年度から始まることとされています。

この検討を踏まえて、杉並区も地方税共同機構の電子申告システムの利用について、検討を進めていきたいと考えています。

担当 課税課

## 1.2 区議会議員選挙の投票率に関して 令和4年2月21日受付

Q 杉並区に住む、中学3年生です。学校の授業の中で、地方自治体について調べ、学びました。その中で気になった投票率に関して質問させていただきます。

区長選挙の投票率は40%を越える区が多い中、2019年区議会議員選挙の杉並区の投票率が39.47%となっており、他の東京23区と比べ杉並区民の選挙への関心が低いように思います。2014年のデータでは、20代の投票率が約13.15%という結果になっています。

これは投票率の比較的高い60代70代に対する施策が増え、それがさらに若者の投票率の低下に繋がってしまうのではないかと考えます。

杉並区全体の投票率が低いことについて、どう考えますか。また、どのようにすれば区全体、特に20代などの若者に関心を持たせることができると考えますか。

A 区市の選挙は、メディアの情報も少ないこともあり一般的に国の選挙と比べ投票率は低い傾向にあります。現在、杉並区長選挙は単独で行われていますが、単独選挙は他の自治体においても低投票率が続いている傾向にあり、全国で同じ日に統一地方選挙として行われている杉並区議会議員選挙についてもご質問でいただいた投票率となっています。

ただ、杉並区民の選挙への関心が低いかという点必ずしもそうではなく、他の選挙結果においては、東京23区の中でも杉並区の投票率は上位に位置しています。先に行われた衆議院議員選挙においても、杉並区が該当する東京都第8区は、東京都の25開票区の中で1番高い投票率となっています。

しかし、お調べいただいたように、すべての選挙を通じて特に20代の投票率は低い傾向にあります。この傾向は杉並区だけではなく、全国的にも同様の状況であり、若い世代の投票率アップは全国的な課題でもあります。

杉並区選挙管理委員会では、新たに有権者となる18歳の方へのバースデーカードの送付や、区内大学の協力による啓発冊子の制作、区内小・中・高校への出前授業や模擬投票の実施などの選挙啓発を行っています。出前授業においては、投票率の高い世代への政策の片寄

りの懸念についてもお話ししているところです。こうした地道な取り組みを継続していきながら、若い世代に対する情報発信や新たな取り組みについて研究し、実践していくことが大切であると考えます。

引き続き、投票率向上に向けた啓発に努めていきます。

担当 選挙管理委員会事務局